

介護保険法に規定する居宅サービス事業所等の管理者の兼務について

令和6年9月1日

越谷市地域共生部介護保険課

介護保険法に定める居宅サービス事業所等の指定に関する管理者の他職務との兼務については、埼玉県及び周辺自治体等の取り扱いを検討し、越谷市においては次のとおり取り扱うものとしますのでお知らせします。指定を受けようとする場合等において十分にご留意ください。

つきましては、介護保険法に規定する居宅サービス事業所等の管理者の兼務について（平成28年6月13日付け）は、本通知の発出をもって廃止します。

○兼務の基本的事項

ここにいう兼務とは、2つ以上の職務を行っている場合に、その勤務時間を分割することなく、勤務時間を通じて各々の職務を並行して行うことをいいます。

（例）訪問介護事業所において管理者とサービス提供責任者を兼務する場合

- ・常勤管理者として週40時間の勤務
- ・サービス提供責任者として週40時間の勤務

上記2つの勤務が同時に成立する場合の取扱いとします。

○兼務の基本的方針

一般的に「管理上支障がない」と考えられるのは、以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合です。同一の事業者が同一敷地内又は道路を隔てて隣接する土地に設置した事業所以外の事業所間での兼務を行う場合及び（3）のその他の兼務については、管理上支障がある可能性が高いと考えられるため、原則として兼務を認めておりません。ただし、一律に認められないのではなく、勤務時間を通じて兼務することで管理上支障がないかどうか、各事業所の個別事情により判断しますので、あらかじめ介護保険課にご相談ください。

なお、以下の兼務を行う管理者がテレワークを行う場合は、管理者以外の職種における業務を書類作成などの事務作業等に限るなど、利用者の処遇や管理業務に支障が生じないこと等が前提となります。支障が生じないこと等に関する具体的な考え方については、介護保険最新情報Vol.1237（令和6年3月29日）をご参照ください。

（1）同一事業所内での兼務の例

	居宅サービス事業所等の種別	兼務可能な職務の例
1	訪問介護（訪問介護相当サービスを含む）	管理者とサービス提供責任者（常勤の訪問介護員）
2	訪問看護（予防含む）	管理者と訪問看護員
3	通所介護（通所介護相当サービスを含む）	管理者と生活相談員
4	短期入所生活介護（予防含む）※単独設置の場合	管理者と生活相談員
5	特定施設入居者生活介護（予防を含む）	管理者と生活相談員
6	福祉用具貸与（予防含む）	管理者と専門相談員
7	特定福祉用具販売（予防含む）	管理者と専門相談員
8	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売	両事業所の管理者及び専門相談員
9	介護老人保健施設	管理者と医師

（２）他事業所との兼務

原則として、管理者の兼務のみ可能です。

（他事業所とは、同一の事業者が同一敷地内又は道路を隔てて隣接する土地に設置した事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。以下同じ。）

（３）その他の兼務について

以下の事例については、管理上支障がある可能性が高いと考えられるため、原則として兼務を認めておりません。ただし、一律に認められないものではなく、勤務時間を通じて兼務することで管理上支障がないかどうか、各事業所の個別事情により判断しますので、あらかじめ介護保険課にご相談ください。

① 他事業所間での管理者と職員との兼務

他事業所の管理者以外の職務を兼務した場合、管理者として従事している事業所の従業員の管理や業務の実施状況の把握等を一元的に行うことが困難であるため。

② ３職種の兼務

３職種の兼務については、人員配置基準に対して本来想定される業務を超えており、過剰であると考えられるため。

※上記（２）及び（３）における管理上支障がない場合に関して、介護保険課では、

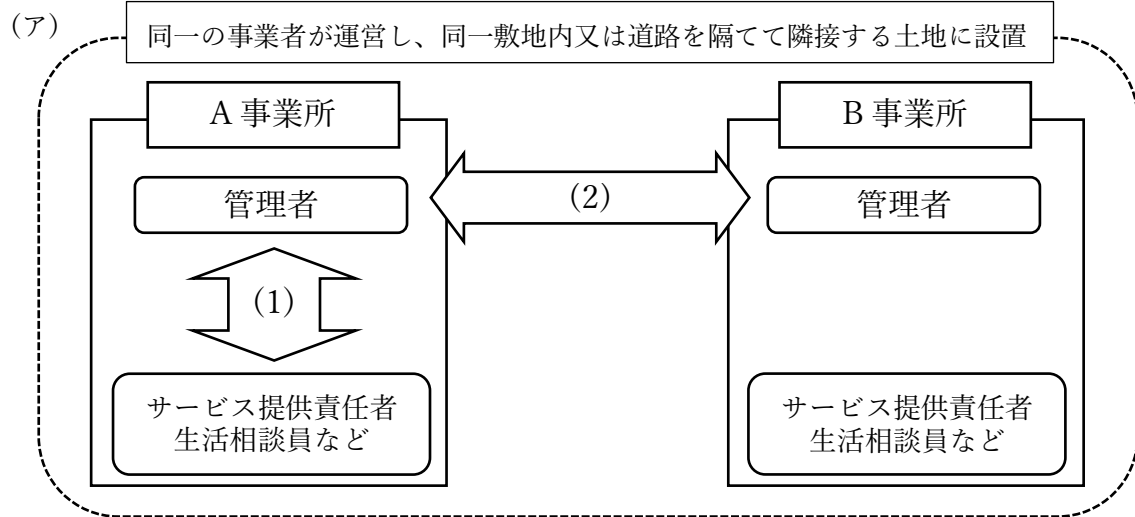
- ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所または利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができる
- ・災害発生時において、管理者自身が速やかに当該事業所への確な指示を行い、利用者の安全確保を図る体制が採られている
- ・（上記２点の事態は、いつ発生するかわからないことから）管理者が他事業所の職務に当たるときは、各々の事業所における人員基準が、そもそも、こうしたことを想定し、下回らない体制となっている
- ・管理者の兼務の内容について、あらかじめ利用者又はその家族への説明が行われているなどの場合を考えております。

各事業所におかれましては、介護保険課へご相談いただく際、これらの点につき、ご説明いただきたいと存じます。また、同一敷地内、道路を隔てた隣接地に他事業所がない場合、物理的、時間的距離に対して、管理上支障がない理由も併せてお示しいただきたいと存じます。

○管理上支障があると考えられる場合

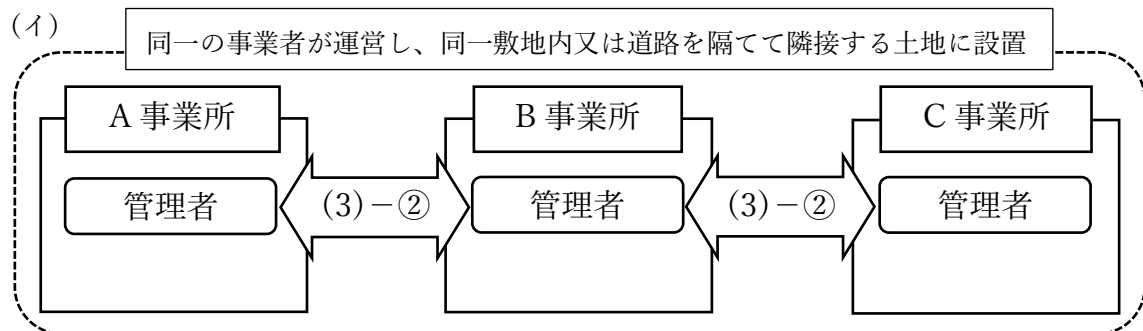
- ・管理すべき事業所数が３を超え、過剰であると個別に判断される場合
- ・併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）
- ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所または利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合
- ・指定基準や介護報酬に係る加算要件で、直接処遇職員がサービス提供時間中専従となっている場合や、基準の員数しか配置していない場合（勤務時間の規定がないものを除く。）

〈図解〉



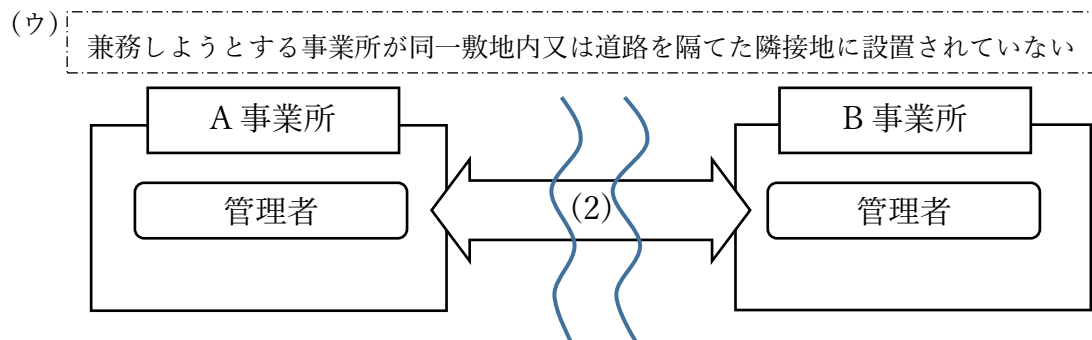
上記(ア)において、

- ・(1)又は(2)の兼務については、事前相談及び資料等の提出は不要
- ・(1)及び(2)を同時に兼務する、又は、(3)－①の場合は、事前相談及び資料等の提出に基づいて各事業所の個別事情により市が判断



上記(イ)において、

- (3)－②の兼務については、事前相談及び資料等の提出に基づいて各事業所の個別事情により市が判断



上記(ウ)において、

- (2)のような管理者のみの兼務、その他のどのような兼務についても、事前相談、資料等の提出及び「物理的、時間的距離に対して、管理上支障がない理由」の提示に基づいて各事業所の個別事情により市が判断